

国民学校における教育理念の再検討

井上兼一

はじめに

一九四一（昭和一六）年度に尋常小学校は国民学校へと制度改革がなされたが、この国民学校の教育理念とはいったい何であったのであろうか。この問いに対する教育学研究としての解答とは何であろうか。

昭和一〇年代の社会・政治そして時代そのものに対しては、超国家主義や軍国主義が席卷した時代という評価が一般的であろう。そのため、当時の学校教育の改革についても、これら上記の観点や戦争との関連から理解される傾向にあるように思われる。しかし、筆者は、一度それらの観点や立場から距離をとり、当時の学校教育や児童が直面していた課題について考察しなければ、その意味について理解できないと考える。

冒頭において、当時の教育理念とは何であったかと問う

てみたが、筆者自身、本稿を執筆するまで納得し得る答えを見出すことができないでいた。そもそも、これまでに十分に検討されてこなかった課題なのではないだろうか。または、「八紘一宇」⁽¹⁾という用語についての解釈に矮小化してきたように思われる。この用語について、論者によっては侵略主義または平和主義というように、相反する解釈に分かれている。後述するように、教育審議会においてこの用語について審議され、議論が起きている。また国民学校に関する文書や出版物などにも表記されているため、それを解釈して当時の体制について理解することは必要なことかもしれない。

確かに国民学校発足時の政府は、大政翼賛体制（大政翼賛会：一九四〇〔昭和一五〕年一〇月一二日、第二次近衛内閣の下で発足した新体制を推進するために結成された組織（筆者注））をとっており、八紘一宇という「基本国策要綱」⁽²⁾に掲げた理

念のもとに、政治・経済・社会体制について変革が図られた。学校教育もその体制下に置かれたため、この理念は昭和戦前期を読み解く一つの重要な概念と言えらるであろう。しかし、この用語をめぐるでは先に言及したように解釈が分かれており、その概念を規定することから教育理念を読み解くことには違和感を覚える。その作業からは、本質的な解釈には到達し得ないのではないかと考える。

この用語についての解釈の相違は、第二次世界大戦後においても同様の状況であった。例えば、日本を占領した連合国軍は、一九四五（昭和二〇）年二月一日に「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」という指令を下し、「(ヌ)公文書ニ於テ『大東亜戦争』、『八紘一字』ナル用語乃至ソノ他ノ用語ニシテ日本語トシテソノ意味ノ連想ガ国家神道、軍国主義、過激ナル国家主義ト切り離シ得ザルモノハ之ヲ使用スルコトヲ禁止スル、而シテカカル用語ノ即刻停止ヲ命令スル⁽³⁾」としている。この命令に見られるように、連合国軍による八紘一字の認識は、「国家神道、軍国主義、過激ナル国家主義」を「連想」させるものであった。

ところで、一九四六（昭和二一）年より開始された極東国際軍事裁判（いわゆる東京裁判）においては、この用語は裁判の過程で侵略思想ではないことが認められたという。

清瀬一郎によれば、検察側はもちろん、「ウェット裁判長もこれこそ日本を侵略戦争にかりたてた世界征服思想であると信じきっていた」ようである。それに対して日本側の理解としては、「八紘一字は世界中の人類を一家のごとく考えるという平和な思想」であり、「八紘一字といえは、世界中の人々を一家中の者のごとく相和するという意味であつて、これが神武天皇肇国の理想」であつた。このように両者の認識に齟齬があつたため、古典の翻訳や証人による説明を行った結果、最終的には道德目標であり、侵略思想ではないことが認められたと回想されている⁽⁴⁾。

そもそも、その語源となる『日本書紀』の記述は、神武天皇が東征についてから六年が経過した後、宮殿の造営について、令（のりごと）を下した故事によるものである。原文は「兼六合以開都、掩八紘而為宇、不亦可乎⁽⁵⁾」であり、それは「国中を一つにして都を開き、天の下を掩いて一つの家とすることは、また良いことではないか⁽⁶⁾」という意味である。本来は、国内を家のように和合させるという古代国家における天皇の統治理念であるが、昭和戦前期に使用されるうちに、誤解や別の解釈が加わり、その意味が混乱したものと思われる。現代においても、おそらくは八紘一字という用語についての評価は一定していないであろう。

さて、筆者はこうした政治上の理念またはスローガンを、

そのまま学校教育の理念として捉えることは適切なことであるのか、冷静に吟味することが必要ではないかと考える。急いで筆者の意見を述べれば、この用語を解釈することから、国民学校の教育理念を正當に理解することにならないと指摘しておきたい。その意味について、侵略か平和かという対立する概念のどちらに規定できるかと逡巡したところで、平行線のまま結論に至ることはないであろう。そこで、別の観点からその意義を探究する必要があると考える。結論を先取りするならば、国民学校の教育理念は、国民哲学を目指した点にあると述べておこう。すなわち、それは一八七二（明治五）年の学制頒布以降、学校教育において掲げられてきた理念であるが、国民学校においてはこれを実現させることを目指したと指摘しておく。

本稿においては、国民学校の教育理念について、まずは教育審議会の議事と先行研究の論点整理及びその見解について概観する。そして、制度改革の背景にあった問題やそれに対する当時の解決の方策について考察する。さらに国民学校改革に係わった当事者や関係史料から、教育理念の意味について実証的に検証するものである。

一、教育審議会における八紘一字をめぐる議論の経過と先行研究の概観

国民学校への制度改革を推進したのは、一九三七（昭和一二）年一二月に第一次近衛内閣に設置された教育審議会である。この審議会は、総会、特別委員会、整理委員会によつて構成されている。青年学校に続いて、初等教育に関する改革案が審議され、翌年には答申（「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」一九三八年二月八日、第一〇回総会）が出されている。八紘一字については、この第一〇回総会において議論されており、先行研究においてもこの議事録を用いてその意味を解釈している。そのため、まずは審議の経過を確認する。

（一）第一〇回総会における審議の内容

総会の午前中に、田所美治特別委員長が特別委員会での審議の経過報告と各要綱の概要を朗読した。そして午後の審議において、答申の前文に記されている八紘一字という用語の使用について、とくに三上参次委員から異議が唱えられた。問題視されたのは、「以テ内ニ国力ヲ充実シ外ニ八紘一字ノ肇国精神ヲ顕現スベキ次代ノ大国民ヲ育成センコトヲ期セリ」という箇所である。

三上によれば、当時において、八紘一字という言葉が色々な文書に出てきているという。しかし、「俗耳ニハ入り難イ文字デ、稍々難カシイ文字デアリマス、随ツテ世間ニ誤解ヲ致シテ居ル者ガアルヤウニ思フ」と述べている。それに続けて、例えば、或者は江戸時代の本多利明などのように「宇代混同策ナドニ用ヒテアル文字、即チ世界統一、我が国ハ世界ノ中心デアツテ、世界ニ君臨スルモノデアルト云フ風ナ意味ニ解釈シテ居ル者モアルヤウニ承リマス」と、一般の人が意味を誤って理解している状況を指摘している。そして、「殊ニ今日ノ如ク我が国威ガ隆々トシテ揚ツテ、世界ニ雄飛スルト云フヤウナ場合ニ於テハサウ云フ誤解ヲスル人ガ可ナリアル」とも説明している。三上が異義を申し立てた理由として、当時の社会情勢下において、八紘一字を誤解している人が多くいたことが窺い知れる。また彼は、自分の経験を紹介して、八紘一字の文字の使用に懸念を示している。すなわち、「日本語ヲ研究シツ、アル所ノ外国人ガ曾テ私ニ向ツテ、八紘一字ト云フコトハ日本ガ現在支那大陸ニ向ツテ取リツ、アル所ノ侵略ト云フ文字ト似寄ツタモノデアルカト云フ意外ナ質問ヲ受ケタ」という。これなどは、日本語やわが国の故事について不案内な外国人が意味を誤解した例であろう。

こうした例を示した後、答申の当該箇所に修正意見を示

している。このことは三上自身の杞憂に過ぎないかもしれないと断った上で、「私ハ此ノ『八紘一字ノ』ト云フ五字ヲ削ツテ、唯『肇国精神』ト云フダケニシマシテ、其ノ下ヲ世界ニ顕現スルト云フヤウナ趣旨ニシマスト、八紘一字ト云フ意味ハ其ノ中ニ明白ニ含マレテ居ルノデアリマシテ、サウスレバ世界ノ人ニ向ツテ、日本ガ或ハ野心ヲ包蔵シテ居ルノデハナイカト云フヤウナ痛クナイ腹ヲ探ラレルコトガナクテ済ミハシナイカト思ハレマス」と述べ、字句を修正することを提案している。

この意見を受けて、田所特別委員長が回答している。「只今三上先生ノ御話ノヤウニ世界的統一ノ意味ヲ含ンデ居ル、或ハ侵略主義ト云フヤウナモノヲ含ンデ居ル、是ハ恐シイ国民ヲ養成スルノダ、斯ウ云フヤウナコトニナリマシテハ頗ル本旨ニ反スル」と述べ、この言葉に代わる良い言葉を用いるか、無くても分かるのであるならば、それで結構であるとも発言している。そして、「若シソレ『八紘一字』ヲ削ルト言フコトデ、ソレノ方ガ穩健デアルト云フコトデアリマスナラバ、私ト致シマシテハ異存ハゴザイマセヌ」と述べている。

このように田所は、三上の意見を汲み取り、八紘一字の本旨を誤解する恐れがあるならば、この文字を削除しても構わないという考えを示している。

この後、審議は理数科と宗教情操の話題に移るが、再び三上から意見が述べられることになった。三上によれば、答申の本文において、「内ニ国力ヲ充実シ外ニ八紘一字ノ」云々とあると、どうしてもこれは外国へ力を及ぼすものと取られてしまうのが当然であろうと、その表現に問題があることを指摘している。そして、国民行進曲の歌の中に「八紘ヲ宇トナシ」ということがあつても、それは歌であるため構わないけれど、「若シ是ガ文部省ノ教育ノ方針トナツテ、外国語ニ翻訳サレルト云フコトニナリマシタナラバ、外国人ヲシテ安心セシムルヤウナ、ドウ云フ翻訳ヲ御用ヒニナルデセウカ、私ハ甚ダ疑ハシト思フ、併シ是以上私ハ申上ゲマセヌ、唯懸念ノアル文字デアルト云フコトヲ重ネテ申上ゲテ置キマス⁽¹⁶⁾」と再度注意を促して、発言を終えている。このように国史学者である三上は、専門的な立場や自身の経験から、八紘一字という文字の使用について懸念を示している。

原嘉道総裁から、三上の意見についての確認が取られ、全体の決議の前に休憩が取られている。休憩後の議事の開始と同時に、原総裁は田所を指名して意見を述べさせている。田所によれば、まずは八紘一字の意味は侵略という意味ではないということが確認されている。そして、文部省『国體ノ本義』の「天ノ下ヲ宇ト為ス」という部分を示し

て、『宇ト為ス』ト云フノハ和ヲ以テ行ク親和ノ宇デアリマスカラ、即チ道德、即チ同胞愛、斯ウ云フ風ニ取りマセヌト、若シ夫レ三上先生ガ外国人ニ聴カレタ場合ト仰シヤルサウ云フ意味ニ取りマシタナラバ、ソレハマルデ本旨ニ反スル⁽¹⁷⁾』と答弁している。

その上で、「寧ロ此ノ際此処ノ問答デ此ノ意味ヲ明ラカニシタト云フコトニ致シマシテ、三上委員ノ御疑ノヤウナ意味ハ一ツモ含ンデ居ラス、内ニ国力ヲ充実シテ外ニハ即チ道德ヲ弘メルノダ、所謂教育勅語ノ御精神ヲ——ソレハ天下ノ大道デゴザイマセウ、ソレヲ天下ニ顕現シテ行ク、若シ力ト徳ト云フコトニ分ケテ申シマスレバ『八紘一字』ハ徳ノ意味デアル、『ヴァーチャウ』〔virtue〕—引用者注⁽¹⁸⁾ノ意味デアル」と説明されている。このように田所において、八紘一字の意味は「親和」「徳」及び「同胞愛」とされている。

この発言に続いては、八紘一字の意味は述べたとおりであり、原案に固執するつもりはないけれども、このまま答申を通過させることについて、三上に同意を求めている。

この次には、荒木貞夫文部大臣が発言をしている。荒木は、「帝國主義的ノコトデアルトカ云フヤウナコトニ誤解セラレル節モアルヤウデアリマスガ、ソレ等ヲ十分ニ是正シ、国民ノ徳、一国ノ徳ヲ外ニ及ボスト云フコトニ教育ヲ

致シテ行ク⁽¹⁹⁾と述べている。また教育勅語や肇國の精神が発露された八絃一字の精神を貫徹し、徹底していくことが教育上必要であるとも答弁している。

また山田孝雄においては、神武天皇の即位の当時にあつては大八洲國「日本」のこと―筆者注が世界の全体であつたと考えられ、そこで「一家ノ親シミヲ以テ、之ヲ親トシ子トシテ治メテ行ク」という意味で『八絃一字』ト云フ文字が当時ノ時世トシテハ洵ニ適当⁽²⁰⁾であつたという。しかし、この言葉が段々と対外的な思想に關して濫用されるようになったのは「幕末ノ攘夷思想」からという。そして「宇宙ガ一ツノ家ノヤウニ和親ヲスル、斯ウ云フ意味ニ新ニ御解釈ニナルト云フコトハ是ハ別問題」である、と指摘している⁽²⁰⁾。

山田の発言を付度すれば、日本書紀に記されている神武天皇の時代であれば、日本国内を家のように和合させて治めるという意味で八絃一字は適切な言葉であつたと思われる。しかし、時代が下つて攘夷思想や対外的な思想と結びついた文脈で用いられることは本来の意味ではないと言ふことであろう。この後、審議は継続するが、八絃一字についてはこれ以上の議論は起こらず、最終的に原案は可決されることになつた。

ここまで総会の議事録を詳細に見てきたが、八絃一字と

いう用語をめぐる議論が行われた。特に三上參次からは、その意味が誤解される可能性があるため、削除することが要請されていた。それに対して、田所美治特別委員長や荒木貞夫文部大臣、山田孝雄委員からは、その意味には侵略の意味は含まれておらず、「親和」「徳」「同胞愛」という意味で説明されていた。この総会の審議において、八絃一字は上記の意味で確認されて答申が可決されたのであつた。

(二) 先行研究における八絃一字の理解について

前節において、教育審議会の議事の経過から当時における八絃一字についての見解を確認した。それに対して、先行研究はどのような理解をしてきたのか概観する。代表的な研究として、安川寿之輔⁽²¹⁾、長浜功⁽²²⁾、水原克敏⁽²³⁾をあげることが出来る。いずれも、第一〇回総会の様子が取り上げられている。

長浜については、前節に見た三上參次の最初の意見を引用して、次のように言及している。すなわち、「これはまさに分と率直な意見である。『八絃一字』は『侵略』と誤解されやすい。削除したらどうかというのである。せめてこれくらいの率直さを当時の知識人は持つべきだつたらう。しかし、結局は侵略を擁護するわけだから、侵略の思想に加担する意見には違いない⁽²⁴⁾」としている。その後の審

議の経過については詳しくは触れられず、三上の意見に対して揚げ足を取るような言及にとどまっている。

次に水原であるが、三上、田所、荒木、山田の発言を取り上げているが、内容に深く踏み込んで検討はされていない。議事の経過を紹介した上で、「いずれの発言も弁解がましく、三上委員の発言趣旨を逆に証明してしまっているのが皮肉である」と評価している。水原にあっても、八紘⁽²⁵⁾一字は侵略主義の意味で捉えられている。

そして安川について、彼は議事の経過を紹介した後には、三上や山田の異議発言というのは、政治的な判断によるもの、すなわち政治的パフォーマンズと一蹴して、彼らの発言を評価している。安川によれば、第一〇回総会は次のようにまとめられている。すなわち、「総会では結局『内二国力ヲ充実シ外ニ八紘一字ノ肇国精神ヲ顕現』する」という皇国民教育の目的はなんら修正されなかった。何故なら、対外的な『侵略』戦争の遂行こそが、皇国民教育の本来の目的だった⁽²⁶⁾からである。

そして、「また『八紘一字』という言葉の専門家である三上委員や山田委員がその言葉の使用に反対したのは、かれらが対外『侵略』そのものに反対していたためではない。かれらは、日本が対外『侵略』をたくみに遂行していくためには、その意志を『政府ノ教育ノ方針』としてあらわに

かかげることは得策ではないと判断していたのであり、その点では荒木将軍文相たち以上に両委員の方が政治家であつたとも考えられよう⁽²⁷⁾と述べている。このように安川は、それぞれの委員に対して一方的な評価を下している。

三人の見解を取り上げてみたが、いずれも「八紘一字」を「侵略」という認識に引きつけて解釈しているように思われてならない。おそらくは、当時の日本政府の対外政策と結びつけて理解しているように推察される。

ところで、この総会の様子について、戦前期の教育学者はどのように捉えていたのか、その記述を紹介してみよう。小林澄兄によれば、議事を簡潔に概観した後で、「結局この議事の経過を見ると、八紘一字の精神というものは、一に和親主義、平和主義の意味を持つている。こういう所に落付いたのである。即ち吾々が八紘一字の精神を發揮するということとは、和親主義、平和主義の立場に立つて、周囲の国々をも徳化して行くという洵に穩かな精神に外なら⁽²⁸⁾ない」とまとめられている。

さて、このように同じ議事についての異なる見解を見てくると、どちらが正しいのか判断することが困難になってくる。結局のところ、これらの史料群から言えることは、八紘一字の解釈について、教育審議会の委員や当時の研究者は徳や平和主義の意味で理解しており、戦後の研究者は

侵略主義の意味で理解しているという姿が浮かび上がった。ただである。

本節では、先行研究において八紘一字がどのように解釈されてきたのか概観してみた。教育審議会の委員や戦前期の研究者においては、徳や平和主義の意味で理解されてきた。その一方で、戦後の研究者においては、侵略主義の意味で理解されてきた。後者における理解については、根拠が明確でなかったり、審議会委員の発言の言葉尻を捉えただけのものもあった。結局のところ、八紘一字という用語については、論者や解釈する人の立場によって意見が異なるようである。そのため、いくら正当に評価しようとしても、結局のところ相容れない意味のままであろう。

しかし、教育審議会においては、そこには侵略の意味は含まれていないと了承されて、総会で答申が可決されている。そのため、その解釈については当事者のように捉えるしかないと思われる。

二、学校教育における諸問題

——学齡兒童の就学支援——

前節において、教育審議会の議事経過や先行研究の見解について詳細に検討してきた。ところで、八紘一字をめぐる議事を客観的に見つめたいのであるが、この用語に関し

て審議されたのは、第一〇回総会においてであった。この総会の開始時に、特別委員会で審議されて作成された「国民学校、師範学校及幼稚園二開スル件答申」が提案されて、そこに示されている文言・表記についての質疑応答がなされていた。八紘一字をめぐる混乱は、この答申に表記されたことに起因するのであり、あくまでも字義をめぐる議論であった。

議事の経過を確認しても、学校教育の理念に関する議論とは到底言えないものであった。そのため、この用語の解釈を教育理念として捉えることには違和感があり、また無理があるように思われる。

そこで筆者は、別の観点からこの理念を検証する必要があると考える。遡れば、明治初年における学校教育制度の発足時の理念というのは、学制序文（学事奨励に関する被仰出書）に示されたように、国民皆学であった。その後、法令が改正される過程においても、就学の奨励のための施策がとられてきたわけであるが、尋常小学校から国民学校への制度改革もその延長線上にあると考えることはできないであろうか。

なぜそのようなことが言えるかというと、教育審議会において、兒童の就学に関して議論されているからである。とりわけ、貧困家庭の兒童の就学奨励について話題が及ん

でいることを確認することができる。⁽²⁹⁾

そこで、学齢児童の就学の状況について考察を加えることにする。とくに、貧困家庭の児童が就学困難な状況に置かれていることは、学校教育が長年にわたって抱えてきた問題であったと考えられる。その解決のために、さまざまな施策が試みられてきたことを見ていこう。

例えば、時代は一九二四（大正十三）年一月に遡るが、皇太子（後の昭和天皇（筆者注））の成婚を契機として、生活困窮度の高い児童の就学を救済するための資金（二〇〇万円）が下賜された事実がある。これは「貧困児童就学奨励資金」と呼ばれるものである。さらに、一九二八（昭和三年）十月四日付の文部省訓令第十八号によって、「学齢児童就学奨励規程」が定められている。⁽³¹⁾これは、上記の貧困児童就学奨励資金に端を発するもので、「毎年国庫から支出される補助金と道府県費、市町村費等の支出金、および寄附金等をその資金として、貧困な学齢児童の就学奨励のために、教科書、学用品、被服、食料その他生活費の一部又は全部を支弁又は給与しようとするもの」であった。⁽³²⁾

このような就学のための救済措置がとられていたが、当時における児童の就学奨励の状況はどのようなものであったか確認してみる。すなわち、「当初は尋常小学校在学者の二〇％程度を対象とするに過ぎなかったが、経済恐慌の進

行する昭和九（一九三四）年頃には、尋常小学校児童の一〇％以上、約一〇八万人に何らかの経済的補助を与えるに至った」ようである。⁽³³⁾この引用に関する詳細な数値を示せば、大正十三年における受給人員の総数は十五万九千三百一人（小学校児童数に対する比率は二・七三％）で、昭和九年は一〇八万六千八百九十九人（同比率は九・六八％）である。⁽³⁴⁾

また、これは「昭和七年からは学校給食の実施と平行して施行され」、第二次世界大戦後の教育改革時まで継続された児童救済の措置であった。このような児童の支援策がとられていたが、経済不況の影響もあり、大正末期から約一〇年の間に就学奨励をする児童数が劇的に増加している実態を知ることができるのである。

貧困に関連しては、この他に戦前期においては、就学猶予や就学免除、中途退学などで教育機会が十分に保障されない児童が多数いたことを知ることができる。また、児童労働なども、当時における解決困難な問題であったと思われる。⁽³⁶⁾

さて、教育審議会において、貧困児童の就学奨励が議題となつたのは、第十五回整理委員会であった。普通学務局長の藤野恵によれば、当時、尋常小学校を卒業して、上級の教育を受けない者は、二十一万六千人ばかりあるという。そして、不進学の理由を調べると、貧困のためというのが

大部分を占めて、約十二万三千人程度で、全体の五割強になる。また、早期就業を理由とする者が約五万六千人の試算になると報告されている。⁽³⁷⁾

国民学校では義務教育を八年制にするものであったが、従来的高等小学校に相当する教育を受けない児童の不就学の状況は悩ましい問題であったと考えられる。児童労働の解消や障害のある特殊児童の就学支援、さらには財政や施設の整備など、解決しなければならぬ課題は複雑かつ多岐にわたっていた。そのため、整理委員会の審議においては一応の解決策の案は提示されるのであるが、難航してまともまらない様子が伝わってくる。

本節では、審議の経過を詳細に追わないが、最終的には伊東延吉文部次官の助言のもと、『一日モ速ニ義務制ヲ實施スルコト』⁽³⁸⁾「デ宜シウゴザイマスカネ」という田所美治の意見でひとまず落ち着いたようである。

三、国民学校における教育理念

——「学制」理念の継承と徹底——

前節において、児童の不就学状況について言及したが、当時の学校教育においてこのことは切実な問題であったと思われる。そのために、大正末期から就学を援助するための方策がとられたり、教育審議会の議事に取り上げられた

のであろう。こうした児童や学校の事情を鑑みるならば、尋常小学校から国民学校へ制度改革した背景には、義務化することにより国民の就学を促進して、教育機会を等しく保障する意図があったとは考えられないであろうか。

この点について、文部省や学制改革に係わった人物の言質を探究したい。まずは、文部省督学官の倉林源四郎の説明である。倉林によれば、「新制国民学校の特徴はこれを制度の方面と内容とから見てみるならば、制度の方では、日本国民たるものは必ずこの学校での教育を受けねばならぬことを表わす意味で、名称を国民学校としたことがその一つである。⁽³⁹⁾次は修業年限を八ヶ年とし、これを義務制としたことである」と述べられている。尋常小学校から国民学校と名称を変更したこと、そして義務制にした理由として、国民は必ずこの教育機関で教育を受けなければならないという意味が込められていたのである。

次に、文部省の教育調査部長を歴任して、当時の学制改革について係わりが深かった教育学者の篠原助市の発言にも注目したい。一九四〇年夏に信濃教育会が開催した講習会における篠原の講話に耳を傾けてみよう。篠原は、自身の個人的意見が加わることを前提にしながらも、文部省の意見と違ったことを申そうとは考えていない、と前置きした上で講話を始めている。

「義務教育年限延長と国民学校」という話題において、小学校から国民学校に名称を変更したことについて、篠原自身の意見としながら、三点をあげて説明している。そして、その名称が適当なものであると述べている。すなわち、「第一には総ての国民が必ず就いて学ぶべき学校であり、国民一人残らずを対象にした学校であるということであり、国民の何人も此の門戸をくぐって学ばねばならぬ。第二に教育の内容から申上げますと、国民学校は国民としての生活に必要な教育内容を持ち、これが一貫の精神は国民精神であること。

第三に目的から申しますと、本当の国民、即ち忠良なる国家の一員を養成する学校であること」⁽⁴⁰⁾があげられている。この一つめの理由に、国民が等しく就学することが指摘されているが、これは倉林の解説と共通するところであろう。さらに、わが国の国民学校とドイツのフォルクスシューレの違いについて言及されている。この点については、両者が同じ性質をもつものと誤解されないために、長くなるが彼の説明を引用する。

一般には、同盟国であったドイツのフォルクスシューレを模倣して、わが国が国民学校に改革したと理解されていると思われる。しかし、篠原によれば、その根本は違うという認識を深められたいと指摘している。「ドイツの真似

をしたとか、フォルクスシューレの名前に導かれたものと考えられるなら精神の上で全然違ったものであります。何故ならドイツの国民学校は、本来階級思想を持って」⁽⁴¹⁾いるからである。

さらに続けて、「大学へ入って行ける子供は初めから中等学校の予備校へ入り、大学へ行けない子供が初めから国民学校へ入る。即ち資力豊かな子供は三年の中等学校予備校へ入り、中等学校を九年やって上の学校へ行く。余力のない者が国民学校へはいる。階級的であります」⁽⁴²⁾とドイツにおける子供の就学状況について説明がされている。

その後、一九一〇年頃からの統一学校運動とドイツの教育制度について言及している。篠原によれば、一九二一年の憲法において、初めの四年間は富めるも貧しきもこの統一学校（基礎学校）において学ぶ制度になったという。しかも、やがて優等生は中等学校へ三年から入れるようになり、「初めから予備校へ行くのは廃止された」と説明している。⁽⁴³⁾

こうした話を踏まえて、ドイツと日本の学校の性格について、次のように述べている。すなわち、「さういふドイツの国民学校と日本の国民学校とは全然違ふ。どだい歴史が違ふ。我が国に於てはかうした階級思想など毛頭ありません。明治五年の学制頒布の時既に士農工商共に同一の学

校に入学させるといふ大精神が出来てゐたのであります⁽⁴⁴⁾。そして、「然も『邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す』とあの布告にあります。父兄たるものは愛育の情を致して必ず入学せむべきものなりとしてあります。我が国民学校はさういふものでドイツのフォルクスシューレとは全然違う。明治五年既に世界の先進国として範を垂れてゐます⁽⁴⁵⁾」と、強調してその違いについて指摘している。そして篠原は、両者の違いについて詳細に説明したことについて、多くの人がこの点について考えが至っていないために、「事々しく申上げた⁽⁴⁶⁾」とも述べて、次の話題に移っている。わが国の国民学校は、ドイツのフォルクスシューレと同一視されがちであるが、階級思想が無いという点や学制頒布における教育理念についての言及は傾聴に値しよう。

この点について、吉田熊次によれば、「ドイツのフォルクスシューレは西暦千九百十八年の革命以前にあつては寧ろ庶民学校と呼ばれるに応はしく（ママ、相応しく―引用者注）、上流社会の為の高等学校系統のものとは全然別個の系統を形作つていた⁽⁴⁷⁾」と説明されている。そして、「然るに、我が国の小学校は明治五年の学制以来その実質に於いては国民全体の初等教育機関であつて、全国民が身分職業の別なく等しく国民としての基礎教育を受くべき機関であつたの

である。即ち、名称は小学校であつたが、その実質に於ては文字通りの国民学校であつた。ドイツのフォルクスシューレ即ち国民学校とは凡そその性質を異にするものであつた⁽⁴⁸⁾」と篠原と同様のことを指摘している。

また、「新制国民学校は我が国の従来の小学校と全然異なるものであるかの如く、宣伝することは当らないと思ふ。寧ろ従来から国民学校であつた小学校を改称して名実相叶うやうになしたと解すべきである⁽⁴⁹⁾」とも述べている⁽⁵⁰⁾。

倉林、篠原そして吉田の見解を見てきたが、国民学校という名称を使用する意図には、国民が等しく就学し、教育の機会が保障されるという考えがあつたと言えるであろう。すなわち、それは明治の学制頒布時に掲げられた国民皆学という教育理念が、国民学校の発足にもなつて実現されたと理解できるのである。

これについては、国民学校において保護者の就学義務の規定が厳格に運用されることになつたことを事実としてあげることができよう。例えば、『国民学校制度二関スル解説』によれば、「七、就学義務ノ徹底ヲ図リタルコト」という項目を見ることができよう。そこには、「我が国学制ノ根本精神ニ則リ邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメンコトヲ期シ保護者ノ貧困ノ事由ニ依ル児童就学義務ノ免除又ハ猶予ヲ為シ得ルノ制度ヲ廢スル（…中略…）国民学

校ノ国家的施設タルニ鑑ミ從來家庭ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ修メシメ得タルノ途ヲ廢シタリ⁽⁵¹⁾とある。そして、「畢竟国民学校ノ実施ヲ契機トシテ就学義務ノ徹底ヲ期シ全国民ニ対シ皇國ノ道ヲ修練セシムルノ目的ヲ全カラシムル趣旨ニ外ナラズ⁽⁵²⁾」と記されている。

このような文部省から出版された公式の文書からも、就学義務の徹底を目指したことを知ることができる。とりわけ、貧困を事由とした就学義務の免除または猶予を無くしたことがあげられている。このように、国民学校においては学制以来の教育理念を継承し、それを徹底する意図があったと思われるのである。

おわりに

本稿では、国民学校の教育理念について、その意味を探究した。先行研究においては、これまで昭和一〇年代に使用されていた「八紘一字」という用語について、その概念を解釈することから、国民学校を理解する傾向があった。

筆者は先行研究の解釈や研究方法について再考し、別の観点から教育理念を意味づける必要があることを指摘した。検証作業の手續きとしては、教育審議会の議事録だけでなく、文部行政に係わった当事者や国民学校に関係する文献

から制度改革の意義を明らかにすることを試みた。また制度改革の背景として、児童を取り巻いていた諸問題についても考察を加えた。

それらの検討作業を通じて、国民学校の教育理念は侵略主義や平和主義といった意味で理解するものではないという見解に到達した。先行研究の解釈の枠組みから離れて、結論としては、国民が等しく学校に就学するといふ国民皆学(言い換えれば、教育の機会均等)にあったことを論証した。そしてそのことは、尋常小学校から国民学校へと名称が変更になったこととも関係が深いことであった。とりわけ、保護者の就学義務の徹底が図られていたことが重要なことであった。

わが国の学校教育制度の出発点は、一八七二年の学制の頒布にまで遡ることができるが、そこで掲げられてきた教育理念(国民皆学)は、約七〇年の時を経て一九四一年に徹底することが目指されたのであった。このことが、小学校から国民学校へと制度改革された意義であったと考えられるのである。

国民学校は、明治期以来続いてきた教育制度を抜本的に改革して発足した初等教育機関である。おそらく、まだ解明されていない研究課題が多く残されていると思われる。今後の課題として、筆者は当時の制度改革について、児童

保護という視点から捉え直す必要があると考えている。例
えば本稿で言及した貧困児童の就学支援や児童労働の解消
などが、その一例と思われる。一九三〇年代から四〇年代
にかけて、児童や学校教育が直面していた諸問題または制
度・政策上の欠陥など、様々な視点から再検討する必要が
あるであろう。それらについては、稿をあらためて考察し
たいと考える。

註

- (1) 『日本書紀』の神武天皇即位前記の橿原橿都の令に由来
するものであり、明治末年、日本国体学を提唱した田中
智学の造語とされる。「八紘一字」の項目を参照。『国史
大辞典』第一巻、吉川弘文館、一九九〇年、六一八頁。
(2) 基本国策要綱には、「皇国ノ国是ハ八紘ヲ一字トスル肇
国(ちようこく)ノ大精神ニ基キ世界平和ノ確立ヲ招来
スルコトヲ以テ根本トシ先ツ皇国ヲ核心トシ日滿支ノ強
固ナル結合ヲ根幹トスル大東亜ノ新秩序ヲ建設スルニ在
リ」と記されている。同上書、六一八頁。
(3) 文部省『学制百年史(資料編)』帝國地方行政学会、一
九七二年、五六頁。
(4) 清瀬一郎『秘録 東京裁判』中央公論社、一九八六年(初
版は、一九六七年に読売新聞社より刊行)、七八―八二頁。
(5) 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本古典
文学大系六七 日本書紀 上』岩波書店、一九六七年、二
一三頁。

- (6) 宇谷谷孟『全現代語訳 日本書紀 上』講談社、二〇〇四
年(初版は一九八八年)、一〇八頁。
(7) 会議の経過については、『教育審議会総会会議録』第五輯、
宣文堂書店、一九七〇年を参照。
(8) 同上書、三頁。
(9) 同上書、五三頁。
(10) 同上書、五三頁。
(11) 同上書、五四頁。
(12) 同上書、五四頁。
(13) 同上書、五四頁。
(14) 同上書、五七頁。
(15) 同上書、五七頁。
(16) 同上書、六一頁。
(17) 同上書、六一頁。
(18) 同上書、六二頁。
(19) 同上書、六三―六四頁。
(20) 同上書、六五―六六頁。
(21) 安川寿之輔「第四章 国家総動員体制下の教育政策―昭
和戦時期―」国立教育研究所編『日本近代教育百年史―
教育政策(一)―』教育研究振興会、一九七四年。
(22) 長浜功『国民学校の研究 皇民化教育の実証的解明』明
石書店、一九八五年。
(23) 水原克敏『近代日本カリキュラム政策史研究』風間書房、
一九九七年。
(24) 長浜、前掲書、八八頁。
(25) 水原、前掲書、七八―八二頁。
(26) 安川、前掲書、五二三頁。

- (27) 同上書、五二一—五二四頁。
- (28) 小林澄兄『国民学校教育原論』東洋図書株式会社、一九四一年、九二頁。
- (29) 例えば、第十五回整理委員会（一九三八年九月二二日）の会議があげられる。「教育審議会諮問第一号特別委員
会整理委員会会議録」第三輯、宣文堂書店、一九七〇年、
一二〇頁以降を参照。
- (30) 文部省普通学務局編『児童就学奨励概況（昭和十二年六月
月刊）』文部省普通学務局、一九三七年（国立国会図書
館所蔵）、四一頁。この史料において、関係する訓令や
通牒のほか、道府県における配布金額などが示されてい
る。
- (31) 日本近代教育史事典編集委員会『日本近代教育史事典』
平凡社、一九七一年、一七七頁を参照。
- (32) 田中勝文『学齡児童就学奨励規程』制定の背景』『日本
の教育史学』第二二集、講談社、一九七八年、二三頁。
- (33) 『日本近代教育史事典』一七七頁。同頁には、学齡児童
就学奨励の概況と奨励金の支出状況について、詳細な数
値が示されている。
- (34) 「第七表 学齡児童就学奨励の概況」同上書、一七七頁。
- (35) 同上書、一七七頁。
- (36) 田中、前掲論文を参照。
- (37) 「教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録」
第三輯、一二二頁を参照。
- (38) 同上書、一五二頁。
- (39) 倉林源四郎「国民学校教則案の総論」日本放送協会編
『文部省国民学校教則案説明要領及解説』日本放送出版
協会、一九四〇年、七一—八頁。
- (40) 篠原助市「国民学校案に就いて」『信濃教育』（第六四八
号、信濃教育会、一九四〇年二〇月、一四一—一五頁）。
- (41) 同上論文、一五頁。
- (42) 同上論文、一五頁。
- (43) 同上論文、一五頁。
- (44) 同上論文、一五頁。
- (45) 同上論文、一五頁。
- (46) 同上論文、一五頁。
- (47) 吉田熊次『国民学校教育論』教育研究会、一九四一年、
九頁。
- (48) 同上書、九頁。
- (49) 同上書、九—一〇頁。
- (50) 檜崎によれば、次のようにも説明されている。「此の期
の教育は一から十まで国民の基礎を錬成する学校であり、
又国民全体が必ず受くべき教育であり、その内容も亦国
民生活に須要のものばかりでありますから、国民学校と
呼ぶのが自然であり当然である」。また、小学校という
と軽視されるばかりでなく、「専ら上級学校への準備を
行ふ学校であると思はる、やうな弱味がありますから、
堂々と国民学校と名づけて、この名称にふさはしい教育
を行はしめんと欲した」と考えれば良いと説明されてい
る。檜崎浅太郎『国民学校の根基』目黒書店、一九四一
年、一二五頁。
- (51) 「国民学校令並ニ国民学校令施行規則制定ノ要旨」文部
省普通学務局『国民学校制度ニ関スル解説』内閣印刷局、
一九四二年、四頁。

(52) 同上書、四頁。

付記

本稿の引用文について、漢字の旧字体を新字体に改めた。

謝辞

本稿は、皇學館大学（平成二十五～二十六年度津田学術振興基金）の研究助成を受けた成果の一部である。研究史料の蒐集や閲覧に関しては、各研究機関および本学附属図書館の職員諸氏に協力と便宜をはかっていただいた。研究予算の管理と執行については、石橋真由美氏にその労をとっていただいた。関係各位に対して、深甚の謝意をあらわす次第である。

（皇學館大学教育学部准教授）